

個人会員規約 新旧対照表

改正部分は青字アンダーラインの箇所である。

改訂前 (2019年12月4日付)	改定後 (2023年2月28日付)
<p>一般社団法人プロフェッショナル&amp;パラレルキャリア・フリーランス協会 <u>一般</u>会員規約</p> <p>本規約は、一般社団法人プロフェッショナル&amp;パラレルキャリア・フリーランス協会（以下「本協会」という）に所属する<u>一般会員（フリーランス会員）</u>に関する規約である。<u>一般</u>会員は、本規約の内容に同意した上で、会員登録するものとする。<u>一般</u>会員が会員登録した場合、本規約の内容に同意したものとみなす。</p> <p>第1章 総則 第1条 本規約は、本協会の<u>一般</u>会員に適用される。</p> <p>第2章 <u>一般</u>会員資格 (会員登録) 第3条 <u>一般</u>会員は、自身に関する真実かつ正確な情報を届出して、本協会に会員登録をするものとする。 2 <u>一般</u>会員は、登録情報が常に真実かつ正確な内容を反映するものであるように適宜修正するものとする。不正確な内容又は修正不備が原因で支障が生じても、本協会は一切の責任を負わない。 3 <u>一般</u>会員は、<u>会員登録をすることにより本協会から付与される会員番号及び自ら設定するパスワード</u>の管理責任を負い、自己の会員番号等の使用に起因するすべての事柄について、自らの行為の有無、過失の有無を問わず、その責任を負担するものとする。 4 <u>一般</u>会員が紛失等により会員番号の再発行を必要とするときは、<u>一般</u>会員は、所定の様式にて本協会に届出を行うものとする。</p> <p>(入会費および年会費) 第4条 3 会費は入会時に<u>銀行振込または登録したカード会社の定めるところ</u>により、速やかに収納されるものとする。</p> <p>(有効期間と更新) 第6条 会員登録の有効期間は、入会日から翌年の入会日相応日前日までの1年間（以下「初年度」という）とし、一般会員から退会の申し出があった場合又は更新時に会費決済が行えなかった場合、本規約第12条に基づき一般会員資格を喪失した場合を除き、自動更新される。 2 更新後の有効期間は、旧有効期間の最終日の翌日から、翌年の応当日の属する月の前月の末日まで</p>	<p>一般社団法人プロフェッショナル&amp;パラレルキャリア・フリーランス協会 <u>個人</u>会員規約</p> <p>本規約は、一般社団法人プロフェッショナル&amp;パラレルキャリア・フリーランス協会（以下「本協会」という）に所属する<u>一般会員及び無料会員（以下「個人会員」という）</u>に関する規約である。<u>個人</u>会員は、本規約の内容に同意した上で、会員登録するものとする。<u>個人</u>会員が会員登録した場合、本規約の内容に同意したものとみなす。</p> <p>第1章 総則 第1条 本規約は、本協会の<u>個人</u>会員に適用される。</p> <p>第2章 <u>個人</u>会員資格 (会員登録) 第3条 <u>個人</u>会員は、自身に関する真実かつ正確な情報を届出して、本協会に会員登録をするものとする。 2 <u>個人</u>会員は、登録情報が常に真実かつ正確な内容を反映するものであるように適宜修正するものとする。不正確な内容又は修正不備が原因で支障が生じても、本協会は一切の責任を負わない。 3 <u>個人</u>会員は、<u>自ら設定するパスワード及び一般会員登録をすることにより本協会から付与される会員番号</u>の管理責任を負い、自己の会員番号等の使用に起因するすべての事柄について、自らの行為の有無、過失の有無を問わず、その責任を負担するものとする。 4 <u>個人</u>会員が紛失等により会員番号の再発行を必要とするときは、<u>個人</u>は、所定の様式にて本協会に届出を行うものとする。</p> <p>(<u>一般</u>会員の入会費および年会費) 第4条 3 会費は入会時<u>及び更新時に選択した方法</u>により、速やかに収納されるものとする。</p> <p>(有効期間と更新) 第6条 <u>一般</u>会員登録の有効期間は、入会日から翌年の入会日相応日前日までの1年間（以下「初年度」という）とし、一般会員から退会の申し出があった場合又は更新時に会費決済が行えなかった場合、本規約第12条に基づき一般会員資格を喪失した場合を除き、自動更新される。 2 <u>一般</u>会員の更新後の有効期間は、旧有効期間の最終日の翌日から、翌年の応当日の属する月の前月の</p>

とする。

(退会)

第7条 一般会員は、所定の様式にて届け出ることにより、任意に退会することができる。但し、退会の2週間以上前に、当協会に対して退会の旨の予告をするものとする。

### 第3章 一般会員の特典と責務等

(一般会員の特典)

第8条 本協会が一般会員に対し提供する特典の内容は、以下のとおりとする。

(1) フリーランスに関する情報(イベント開催案内を含む)の提供

(2) 本協会が指定するサービス(以下「ベネフィットプラン」という。)の優待条件での利用機会の提供

(3) 本協会が指定する団体保険(賠償責任補償、所得補償制度等)への被保険者加入の機会の提供

3 一般会員は、料金を支払う必要のあるベネフィットプランについては、所定の料金を支払わなければならない。

4 一般会員は、自動付帯のサービスを除きベネフィットプランを利用する場合には、ベネフィットプランを提供する賛助会員、準会員及び協力会員と直接契約を結び、各種サービスの利用を行うものとする。

5 一般会員は、入会日の属する月の翌月15日からベネフィットプランを利用することができる。

(特典の対象者の範囲)

第9条 特典を受けることができる者は、一般会員本人に限る。

2 一般会員は、第三者にベネフィットプランを利用させてはならない。

(特典の変更・一時中断)

第10条 本協会は、次の各号に該当する場合、一般会員に対する事前の通知なく、特典の提供を一時中断することができる。これにより一般会員又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害についても、本協会は責任を負わない。

(一般会員の責務)

第11条 一般会員は、本規約、その他本協会が定める規約、並びに、ベネフィットプラン毎に定められた利用方法の他、以下に掲げる禁止行為を行わない等、一般的なマナー、モラル及びルールを遵守する。

(2) 他の一般会員の利益を不当に侵害する行為

(5) 本協会、正会員、賛助会員、準会員、協力企業及び他の一般会員に対する誹謗中傷、脅迫、いや

末日までとする。

3 無料会員は有効期間の定めはない。

(退会)

第7条 個人会員は、所定の様式にて届け出ることにより、任意に退会することができる。但し、退会の2週間以上前に、当協会に対して退会の旨の予告をするものとする。

### 第3章 個人会員の特典と責務等

(個人会員の特典)

第8条 本協会が個人会員に対し提供する特典(以下「ベネフィットプラン」という)の対象と内容は、以下のとおりとする。なお、第3条の規定により会員情報に不正確な内容または修正不備が認められる場合は、ベネフィットプランは利用できない。

(1) 全会員：フリーランスに関する情報(イベント開催案内を含む)の提供

(2) 全会員：本協会が指定する個人会員向け特典(スタンダードベネフィット)の利用機会の提供

(3) 一般会員：本協会が指定する一般会員向け特典(プレミアムベネフィット)の利用機会の提供

3 個人会員は、料金を支払う必要のあるベネフィットプランについては、所定の料金を支払わなければならない。

4 個人会員は、自動付帯サービスを除くベネフィットプランを利用する場合には、ベネフィットプランを提供する事業者と直接契約を結び、各種サービスの利用を行うものとする。

5 個人会員は、入会日より自動付帯サービスを除くすべてのベネフィットプランを利用することができる。一般会員は、自動付帯サービスを定められた提供開始日から利用することができる。

(特典の対象者の範囲)

第9条 特典を受けることができる者は、個人会員本人に限る。

2 個人会員は、第三者にベネフィットプランを利用させてはならない。

(特典の変更・一時中断)

第10条 本協会は、次の各号に該当する場合、個人会員に対する事前の通知なく、特典の提供を一時中断することができる。これにより個人会員又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害についても、本協会は責任を負わない。

(個人会員の責務)

第11条 個人会員は、本規約、その他本協会が定める規約、並びに、ベネフィットプラン毎に定められた利用方法の他、以下に掲げる禁止行為を行わない等、一般的なマナー、モラル及びルールを遵守する。

(2) 他の個人会員の利益を不当に侵害する行為

(5) 本協会及びその他の第三者に対する誹謗中傷、

がらせ、その他経済的もしくは精神的損害又は不利益を与える行為

(7) ポルノ、ヌード、猥褻的、暴力的な画像、その他一般会員が不快に感ずる表現行為

(16) 他の一般会員の個人情報収集・蓄積する行為

2 一般会員は、本協会からのアンケート、第三者へのイベント告知等依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。

(違反行為に対する措置)

第12条 一般会員が、本規約、その他本協会が定める規約に違反した場合には、本協会は当該会員に対し、特典の全部又は一部の利用停止、除名処分、公的機関への通報等の法的措置等を講じることができる。

(個人情報の取り扱い)

第13条 本協会は、会員登録に際して一般会員より届けられた姓名、郵便番号、住所、生年月日、性別、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、クレジットカード番号等本人を識別する情報（以下「個人情報」という）を厳に秘密として管理し、一般会員の事前の承諾なく第三者に提供又は開示しないものとする。ただし、次の各場合には、一般会員の事前の同意なくして本協会は、第三者に対して個人情報を提供又は開示できるものとする。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、一般会員の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆の衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、一般会員の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、一般会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2

(1) 一般会員によるベネフィットプランの利用のため

(2) 一般会員に対する本協会のガイドブック及び会報誌の発送並びに特典の案内

(4) 一般会員への連絡

4 第1項の規定にかかわらず、本協会は、ベネフィットプランの提供元である第三者に対して、一般会員にかかる個人情報を提供する場合がある。

5 本協会は、一般会員が会員資格を失った場合、当該会員の個人情報を速やかに消去するよう努めるものとする。ただし、法令等諸規則に基づき本協会が継続して保有する必要がある情報についてはこの限りではない。

第4章 本規約の追加・変更

脅迫、いやがらせ、その他経済的もしくは精神的損害又は不利益を与える行為

(7) ポルノ、ヌード、猥褻的、暴力的な画像、その他個人会員が不快に感ずる表現行為

(16) 他の個人会員の個人情報収集・蓄積する行為

2 個人会員は、本協会からのアンケート回答等の依頼事項について、積極的に対応する。

(違反行為に対する措置)

第12条 個人会員が、本規約、その他本協会が定める規約に違反した場合には、本協会は当該会員に対し、特典の全部又は一部の利用停止、除名処分、公的機関への通報等の法的措置等を講じることができる。

(個人情報の取り扱い)

第13条 本協会は、会員登録に際して個人会員より届けられた姓名、郵便番号、住所、生年月日、性別、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、クレジットカード番号等本人を識別する情報（以下「個人情報」という）を厳に秘密として管理し、個人会員の事前の承諾なく第三者に提供又は開示しないものとする。ただし、次の各場合には、個人会員の事前の同意なくして本協会は、第三者に対して個人情報を提供又は開示できるものとする。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、個人会員の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆の衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、個人会員の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、個人会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2

(1) 個人会員によるベネフィットプランの利用のため

(2) 個人会員に対する本協会のガイドブック及び会報誌の発送並びに特典の案内

(4) 個人会員への連絡

4 第1項の規定にかかわらず、本協会は、ベネフィットプランの提供元である第三者に対して、個人会員にかかる個人情報を提供する場合がある。

5 本協会は、個人会員が会員資格を失った場合、当該会員の個人情報を速やかに消去するよう努めるものとする。ただし、法令等諸規則に基づき本協会が継続して保有する必要がある情報についてはこの限りではない。

第4章 本規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

第 14 条 本協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本協会のホームページ等への掲載により会員に事前に通知のうえ本規約を変更（入会金、会費、ベネフィットプランの内容及び利用料金の改定を含む）することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

第 5 章 その他

(免責および損害賠償)

第 15 条

2 一般会員は、賛助会員、準会員及び協力企業と直接契約を結び、各種サービスの提供を受けるものとする。本協会は、賛助会員、準会員及び協力企業と一般会員の間のトラブルに関し、一切の責任を負わない。

3 一般会員間の問題に関して、本協会は一切の責任を負わないものとする。

4 一般会員がベネフィットプランを利用するにあたり第三者に損害を与えた場合、一般会員は自己の負担と責任において当該第三者との紛争を解決するものとする。

5 一般会員が本協会に損害を与えた場合、本協会は当該会員に対して被ったすべての損害の賠償を請求することができるものとする。

(連絡事項)

第 16 条 本協会が一般会員への通知を発する場合には、次の各号に定める方法により、合理的期間経過後に一般会員に到達したものとみなす。

以上、本協会の一般会員に本規約を適用するものとし、一般会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則 本会員規約は、2019 年 12 月 4 日より施行する。

(規約の追加・変更)

第 14 条 本協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本協会のホームページ等への掲載により個人会員に事前に通知のうえ本規約を変更（入会金、会費、ベネフィットプランの内容及び利用料金の改定を含む）することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

第 5 章 その他

(免責および損害賠償)

第 15 条

2 個人会員は、賛助会員、準会員及び協力企業と直接契約を結び、各種サービスの提供を受けるものとする。本協会は、賛助会員、準会員及び協力企業と個人会員の間のトラブルに関し、一切の責任を負わない。

3 個人会員間の問題に関して、本協会は一切の責任を負わないものとする。

4 個人会員がベネフィットプランを利用するにあたり第三者に損害を与えた場合、個人会員は自己の負担と責任において当該第三者との紛争を解決するものとする。

5 個人会員が本協会に損害を与えた場合、本協会は当該会員に対して被ったすべての損害の賠償を請求することができるものとする。

(連絡事項)

第 16 条 本協会が個人会員への通知を発する場合には、次の各号に定める方法により、合理的期間経過後に個人会員に到達したものとみなす。

以上、本協会の個人会員に本規約を適用するものとし、個人会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則

本会員規約は、2019 年 12 月 4 日より施行する。

附則 (2023 年 2 月 28 日)

本会員規約の変更は、2023 年 2 月 28 日より施行する。